

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）を平成11（1999）年3月に制定し、環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、秋田市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）を平成13（2001）年3月に策定しました。

その後、本計画は、県都400年を迎えた平成16（2004）年を本市の環境都市元年と位置づけ、広く内外に向け宣言した環境都市あきた宣言や、河辺町および雄和町との合併での市域の拡大などによる改定を平成19（2007）年3月に、東日本大震災を契機とした資源・エネルギー問題の見直しなどによる改定を平成24（2012）年3月に、温暖化に伴う国際的な温室効果ガス※排出抑制などの動き（パリ協定※）や生物多様性国家戦略の策定などによる改定を平成29（2017）年10月にそれぞれ行い、環境の保全および創造に関する施策を着実に推進してきました。

本市は、先人から受け継いだ豊かな自然が、伝統に育まれた歴史的・文化的環境と調和しながら、四季の移り変わりが鮮やかに感じられる美しいまちとして、良好な環境によるまちづくりを展開してきた結果、秋田市らしい恵み豊かな環境が保たれているといえます。

しかし、その一方で、世界に目を向けると、地球温暖化※の影響があるとされる大規模な洪水や干ばつ、森林火災などの自然災害の激甚化など、人類の生存基盤そのものに関わる問題が発生しております。先進国などでの大量消費による資源の枯渇、野生生物の生息・生育環境の悪化なども、地球規模での環境問題として顕在化しています。また、国内においても、洪水の多発や熱中症の増加などに加え、化学物質等による環境汚染や日常生活に起因する環境への負荷※、マイクロプラスチックなどの廃棄物問題、外来生物による在来生物への影響など、環境に関する問題は多様かつ複雑化し、本市への影響も懸念されています。

これらの環境問題は、利便性を追求したライフスタイル※の変化や大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大などに起因しており、この問題を解決するためには、私たち一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直す心掛けが必要であるとともに、市、事業者および市民が情報の共有化を図るなど共通の認識に立ちながら協働※で環境の保全および創造に関する問題に取り組んでいくことが求められています。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、また、先人から受け継いだ恵まれた環境を将来へ引き継いでいくため、私たち一人ひとりが環境に関する様々な取組を行っていく必要があり、その積み重ねが本市の将来を築いていくことになります。

右上に※のある語句は、資料編に用語解説があります。

2 計画策定の目的

本市では、市、事業者および市民が共通の理念と問題意識を持ち、相互に協力し合いながら、それぞれの立場で環境の保全と創造を推進するための規範となる環境基本条例を制定するとともに、環境都市あきた宣言を行いました。

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境基本条例第3条で定めた4つの基本理念および環境都市あきた宣言で示された理念の具体化を図っていくことを目的とします。

●秋田市環境基本条例の基本理念

(基本理念)

第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるよう、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

●環境都市あきた宣言の理念

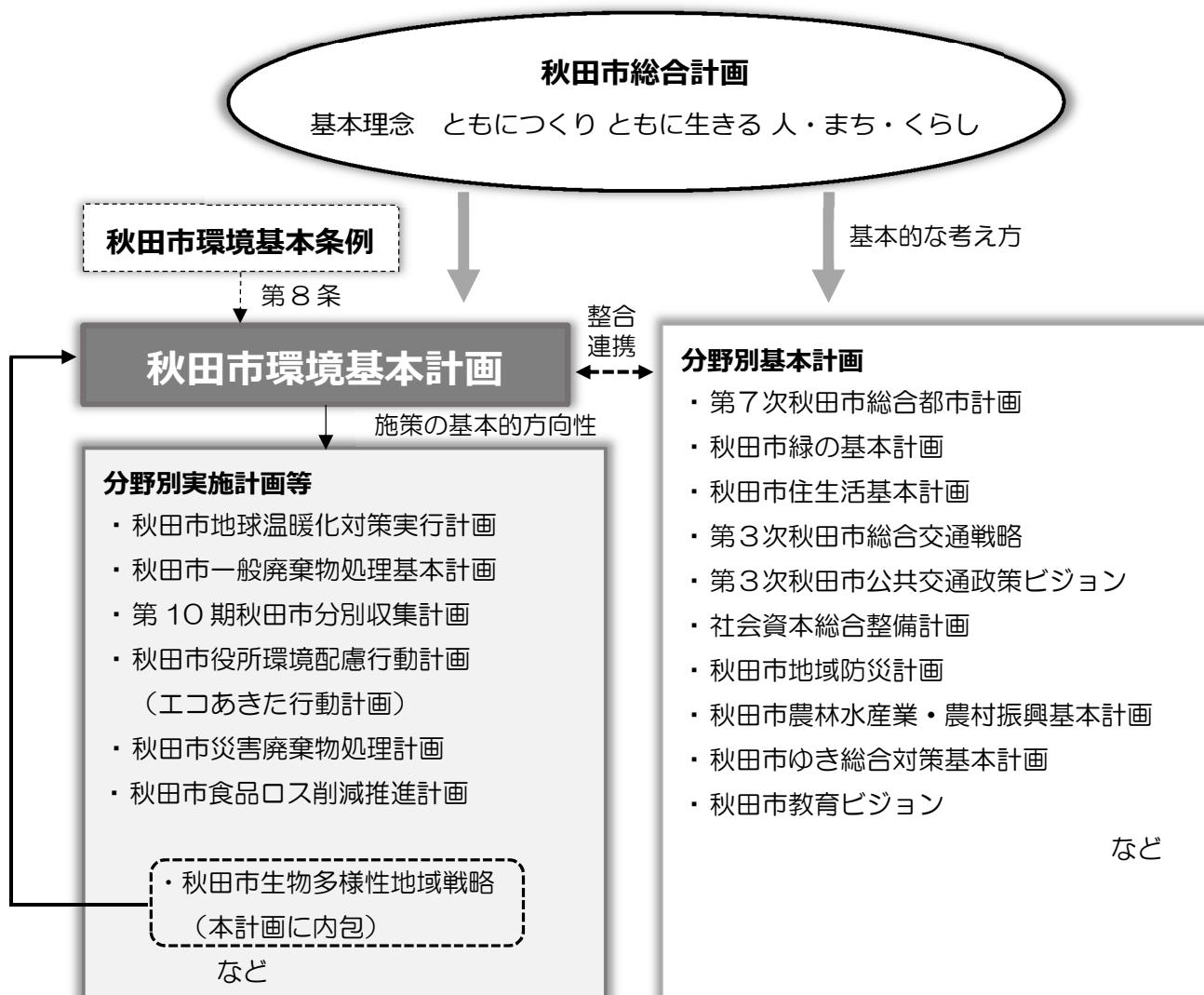
- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとうとび、身近な縁に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

3 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した、環境の保全および創造に関する基本的な計画であり、環境の保全および創造に関する長期的な目標と施策の方向を示すことにより、市、事業者および市民による取組の指針を提供するとともに、環境分野の関連計画に対し施策の基本的方向性を与えるものです。

また、本計画に基づく環境の保全および創造に向けた施策を推進していくことで、第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」を環境面から実現していく役割も担うものです。

●秋田市環境基本計画の位置づけ



なお、本計画において定める長期的目標（望ましい環境像・基本目標）に沿って施策を推進するため、関連する分野別基本計画との連携・整合を図ります。また、分野別実施計画に基づき、環境施策の推進および進行管理を行います。

4 計画の対象

(1) 対象地域

本計画では、秋田市全域を対象範囲としますが、より広域的な観点からの取組が必要となる場合には、国、秋田県および関係する地方公共団体との関連も考慮します。

(2) 環境の分野および項目

本計画の対象とする環境の範囲は、環境都市あきた宣言の理念に基づき、私たちを取り巻く生活環境と自然共生社会※、それらを支える脱炭素社会※および環境への負荷※が低減される循環型社会※、さらには、環境の保全と創造を推進するために協働※の取組を行っていく必要があることから、以下のとおり、5つの環境分野を設定します。また、環境分野を構成する要素として環境項目を整理しています。ただし、環境項目については、これを限定的に捉えるのではなく、新たな項目が生じた場合には適切に対応していくこととします。

●環境の分野および項目

| | 環境分野 | 環境項目 |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 脱炭素社会の構築 に関するここと | 地球温暖化対策の推進／持続可能なエネルギー利用への転換 |
| 2 | 循環型社会の構築 に関するここと | 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環／廃棄物の適正処理の推進 |
| 3 | 安全な生活環境の確保 に関するここと | 大気環境の保全／水環境の保全／その他の生活環境の保全 |
| 4 | 自然共生社会の構築 に関するここと | 生物多様性※の普及・啓発／多様な自然環境の保全と持続可能な利用／自然とのふれあいの促進 |
| 5 | 協働による環境保全 の取組に関するここと | 環境教育・環境学習の推進／自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進／地域に根ざした環境共生スタイルの推進 |

(3) 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画の期間を平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間とします。

なお、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 計画の推進主体

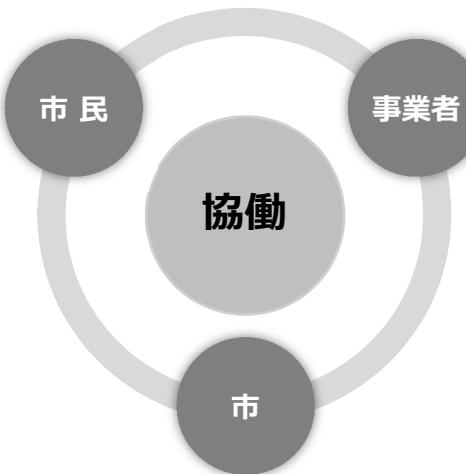
本計画の推進主体は、市、事業者および市民とします。

本計画に基づく施策を効果的に推進するために、市、事業者および市民が相互に連携し、それぞれの役割を果たすとともに、協働^{*}による取組を推進するものとします。

なお、市民は、市内に住んでいる人や市民団体はもちろんのこと、市内で働き、学ぶ人々、市内を訪れる人々も含みます。

また、事業者は、市内で事業活動を行う事業者や事業者団体、公益法人、N P O^{*}など事業活動を行う法人を含みます。

●計画の推進主体



ア 市の役割

本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる基本的な施策を総合的かつ計画的に実施していくものとします。

また、自らの事務事業に伴う環境への負荷^{*}を低減するように率先して努めるとともに、事業者および市民の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していくものとします。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国、秋田県および関係する地方公共団体と連携して取り組むこととします。

イ 事業者の役割

商工業や農林水産業など、全ての事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷を低減するよう努めるものとします。また、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動へ積極的に参加するなど、良好な環境の保全と創造に関する自主的な取組に努めるものとします。

ウ 市民の役割

日常生活において環境に与える影響を認識し、自ら積極的に環境への負荷を低減するよう努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加に努めるものとします。